		作 成 年 月 日 令和5年4月1日	
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市	
		実施機関の名称 市長	
個人情報ファイルの名称	子ども・子育て	支援基金ファイル	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	ふるさと寄附、	その他寄附による寄付者への感謝状・礼状送付のため	
個人情報の本人数	1,000人以	上 要配慮個人 含まない 特 定 個 人 なし 情報の有無 なし	
記 録 項 目	1氏名、2住所	1氏名、2住所	
記 録 範 囲	あしやふるさと寄附金(子ども・子育て支援)を申し込みした者		
記録情報の収集方法	本人の寄附申し込み		
記録情報の経常的提供先	なし	[提 供 先 の 名 称 等] -	
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課	
組織の名称及び所在地	[所 在 地]	なし	
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし		
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイルに該当(法第60条第2項第1号)		
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条		
備考	_		

<u> </u>			_
個人情報ファ	イル簿	作 成 年 月 日 行 政 機 関 等 の 名 称	令和5年4月1日 芦屋市
	1 ル海	実施機関の名称	市長
個人情報ファイルの名称	児童手当給付フ		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当の支給	に関する事務に利用するため	
個人情報の本人数	1,000人以		持 定 個 人 情報の有無
記録項目	字書申20.25付33.37登更番出額63.証71.75得人無普規99取105.136,11.25行務,以及與其一方式,以及其一方式,以及其一方式,以及其一方式,以及其一方式,以及其一方式,以及其一方式,以及其一方式,以为,以为,以为,以为,以为,以为,以为,以为,以为,以为,以为,以为,以为,	2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済に番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、6書漢字、12.生年月日、13.性別区分れた書漢字、12.生年月日、13.性別区分れた31.銀行コード、22.支店コード、23. 区の大き、26.名義人が、27.名義人が、27.名義人が、31.送付先住所、35. 送付先住所、35. 送付先住所、35. 浸付先住所、35. 浸付先住所、35. 浸付先住所、35. 浸付先住所、35. 浸付先住所、35. 浸付先住所、35. 浸付先住所、35. 浸付先住所、35. 浸付先住所、36. 有動事由コード、51. 受付番号、52. 部長、64.配偶者被用者目、69. 消滅で乗り、65. 部間の、81. 児童子当所得額、82. 書目、72. 額改定年月、73. 額改定年月、74. 額改定年月、75. 額公司。第5. 等所得額、106. 条約適用配当等額、105. 特別增等額、106. 条約適用配当等額、105. 特別增等額、106. 条約適用配当等額、105. 特別增等額、106. 条約適用配当等額、106. 生計区分、117. 開始理由コード、118. 等所得額、106. 未約適用配当等額、106. 生計区分、117. 開始理由コード、118. 常持別增等額、109. その他增等額、108. 特別增等額、109. その他增等額、108. 特別增等額、109. その他增等額、108. 特別增等額、109. その他增等額、105. 特別增等額、106. 条約適用配当等額、106. 生計区分、117. 開始理由コード、118. 以下等所得額、104. 特別等額、105. 持別增等額、106. 共初3. 特別的計算。112. 結構コード、113. 第13. 明章数額、3 未満、134. 児童数額、3 歳未満、137. 手当額 3 歳以上、14. 133. 児童登、3 歳 3 歳未満、137. 手当額 3 歳以上、14. 133. 児童登、3 歳 3 歳 3 歳 4 4 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	9.宛名地番、10.宛名方、14.編集15. 15. 14.編集19. 19. 口番、15. 年月、19. 口番、19. 一种,19. 一种,

号、145. 対象年度、146. 履歴判定、147. 徴収区分、148. 決議年月日、149. 住 民税異動区分コード、150.異動年月日、151.住民税整理番号、152.賦課資料区 分3-1°、153. 書式区分、154. 無職無収入3-1°、155. 均等割区分、156. 均等割 パターン番号、157.入力区分、158.営業所得額、159.農業所得額、160.その他事 業所得額、161.不動産所得額、162.利子所得額、163.配当所得フラグ、164.配 当所得額、165.株式配当所得額、166.公募外貨配当所得額、167.公募他配当 所得額、168. その他配当所得額、169. 所得税配当所得額、170. 所得税株式配 当所得額、171.所得稅公募外貨配当所得額、172.所得稅公募他配当所得額、 173.所得税その他配当所得額、174.給与所得額、175.主たる給与支払額、176. 従たる給与支払額、177.給与支払額内数専従者給与額、178.特定支出控除額、 179. 雑所得額、180. 公的年金支払額、181. 年金雑所得額、182. その他雑所得 額、183.総合譲度短期所得額、184.総合譲度短期差引額、185.総合譲渡長期 所得額、186.総合譲渡長期差引額、187.総合譲渡分特別控除額、188.総合譲 渡特別設定フラグ、189.総合譲渡逆算フラグ、190.一時所得額、191.一時差引額、 192. 総合一時所得額、193. 短期一般所得額、194. 短期一般差引額、195. 短期 一般特別控除額、196.短期軽减所得額、197.短期軽减差引額、198.短期軽減 特別控除額、199.長期一般所得額、200.長期一般差引額、201.長期一般特別 控除額、202.長期特定所得額、203.長期特定差引額、204.長期特定特別控除 額、205.長期軽課所得額、206.長期軽課差引額、207.長期軽課特別控除額、 208. 長期特別所得額、209. 長期特別差引額、210. 長期特別特別控除額、211. 土地等雜所得額、212.超短期所得額、213.株式譲渡所得額、214.株式譲渡-般分所得額、215.株式譲度新規公開分所得額、216.株式譲度特別控除額、217. 商品先物取引所得額、218.山林所得額、219.山林特別控除額、220.退職所得 額、221.退職所得控除額、222.退職支払額、223.市町村源泉退職所得割額、 224. 都道府県源泉退職所得割額、225. 勤続年数、226. 就職年月日、227. 退職 年月日、228.総合退職所得額、229.総合退職所得控除額、230.特例適用条文 1、231. 特例適用条文 2、232. 特例適用条文 3、233. 変動所得額、234. 前年変 動所得額、235.前々年変動所得額、236.臨時所得額、237.平均課稅対象金額、 238. 免税所得額、239. 肉用牛壳却価格、240. 肉用牛免税对象所得額、241. 肉 用牛免税对象外所得額、242.非課税所得額、243.申告0円所得区分01、244. 申告 0 円所得区分 02、245. 申告 0 円所得区分 03、246. 申告 0 円所得区分 04、 247. 申告 0 円所得区分 05、248. 申告 0 円所得区分 06、249. 申告 0 円所得区分 07、250. 申告 0 円所得区分 08、251. 申告 0 円所得区分 09、252. 申告 0 円所得 区分 10、253. 最高所得区分、254. 合計所得金額、255. 総所得金額等、256. 所 得税総所得金額、257.所得税合計所得金額、258.所得税総所得金額等、259. 総所得損通所得額、260.総合短期損通所得額、261.総合長期損通所得額、262. 短期一般損通所得額、263.短期軽減損通所得額、264.長期一般損通所得額、 265. 長期特定損通所得額、266. 長期軽課損通所得額、267. 長期特別損通所得 額、268.土地等雑損通所得額、269.超短期損通所得額、270.山林損通所得額、 271.株式譲渡損通所得額、272.商品先物取引損通所得額、273.退職損通所得 額、274.所得稅総所得損通所得額、275.所得稅総合短期損通所得額、276.所 得税総合長期損通所得額、277.所得税短期一般損通所得額、278.所得税短期 軽减損通所得額、279.所得税長期一般損通所得額、280.所得税長期特定損通 所得額、281.所得稅長期輕課損通所得額、282.所得稅長期特別損通所得額、 283. 所得税土地等雑損通所得額、284. 所得税超短期損通所得額、285. 所得税 株式譲渡損通所得額、286.所得税商品先物取引損通所得額、287.所得税山林 損通所得額、288.所得稅退職損通所得額、289.雜損控除額、290.医療費控除 額、291.社会保険料控除額、292.小規模共済控除額、293.生命保険料控除額、 294. 所得税生命保険料控除額、295. 生命保険料支払額、296. 個人年金保険料 支払額、297. 損害保険料控除額、298. 所得税損害保険料控除額、299. 損害保 険料支払額、300.長期損害保険料支払額、301.寄付控除フラグ、302.寄付控除 額、303.所得税寄付金控除額、304.合計控除額、305.所得税合計控除額、306. 控划配該当3-1、307.配偶者区分、308.配特有無区分757、309.配偶者特別 控除額、310.所得稅配偶者特別控除額、311.配偶者合計所得金額、312.扶養 一般該当人数、313.扶養年少該当人数、314.扶養特定該当人数、315.扶養老 人該当人数、316.扶養同居老人該当人数、317.扶養特障該当人数、318.扶養

同居特障該当人数、319.扶養普障該当人数、320.未成年該当コード、321.老年 者該当コード、322.寡婦該当コード、323.障害者該当コード、324.勤労学生該当コー F^{*}、325. 住民税申告区分、326. 本専区分、327. 配専区分、328. 青色専従該当 人数、329. 白色専従該当人数、330. 専従者控除額、331. 繰越損失額、332. 純 損失額、333. 譲渡繰越損失額、334. 特定株式損失額、335. 当年純損失額、336. 当年譲渡繰越損失額、337.当年雑損失額、338.当年特定株式損失額、339.前 純損失額、340. 前譲度繰越損失額、341. 前雜損失額、342. 前特定株式損失額、 343.前々純損失額、344.前々譲渡繰越損失額、345.前々雑損失額、346.前々 特定株式損失額、347.所得稅総所得課標額、348.所得稅短期一般課標額、349. 所得税短期軽减課標額、350.所得税長期一般課標額、351.所得税長期特定課 標額、352.所得稅長期軽課課標額、353.所得稅長期特別課標額、354.所得稅 土地等雜課標額、355.所得稅證亞期課標額、356.所得稅株式課標額、357.所 得税商品先物取引課標額、358.所得稅山林課標額、359.所得稅退職課標額、 360. 総所得所得税額、361. 短期一般所得税額、362. 短期軽減所得税額、363. 長期一般所得税額、364.長期特定所得税額、365.長期軽累所得税額、366.長 期特別所得稅額、367.土地等雜所得稅額、368.超短期所得稅額、369.株式所 得税額、370.商品先物取引所得税額、371.山林所得税額、372.退職所得税額、 373. 所得税配当控除額、374. 住宅借入金特別控除額、375. その他特別控除額、 376. 定率控除前所得税額、377. 所得税災害减免額、378. 所得税外国税額控除 額、379. 所得税特別减税額、380. 所得税定率控除額、381. 定率控除後所得税 額、382. 所得税額、383. 所得税額チェックフラグ、384. 総所得課標額、385. 短期-般課標額、386.短期軽減課標額、387.長期一般課標額、388.長期特定課標額、 389. 長期軽黒黒標額、390. 長期特別黒標額、391. 土地等雑黒標額、392. 超短 期課標額、393.株式課標額、394.商品先物取引課標額、395.山林課標額、396. 退職課票額、397. 市町村総所得所得割額、398. 市町村短期一般所得割額、399. 市町村短期軽減所得割額、400.市町村長期一般所得割額、401.市町村長期特 定所得書額、402.市町村長期軽課所得書額、403.市町村長期特別所得割額、 404. 市町村土地等雑所得割額、405. 市町村超短期所得割額、406. 市町村株式 所得書願、407. 市町村商品先物取引所得書願、408. 市町村山林所得書願、409. 市町村退職所得割額、410.市町村算出所得割額、411.市町村配当控除額、412. 市町村外国税額控除額、413.市町村調整額、414.市町村特別減税額、415.市 町村定率控除額、416.市町村免税額、417.市町村所得割額、418.市町村端数 切捨所得割額、419.市町村特別減稅前所得割額、420.市町村定率控除前所得 割額、421.市町村均等割額、422.市町村民税額、423.都道府県総所得所得割 額、424.都道府県短期一般所得割額、425.都道府県短期軽減所得割額、426. 都道府県長期一般所得割額、427.都道府県長期特定所得割額、428.都道府県 長期軽課所得割額、429.都道府県長期特別所得割額、430.都道府県土地等雑 所得割額、431.都道府県超短期所得割額、432.都道府県株式所得割額、433. 都道府県商品先物取引所得割額、434.都道府県山林所得割額、435.都道府県 退職所得割額、436.都道府県算出所得割額、437.都道府県配当控除額、438. 都道府県外国税額控除額、439.都道府県調整額、440.都道府県特別減税額、 441. 都道府県定率控除額、442. 都道府県免税額、443. 都道府県所得割額、444. 都道府県端数切捨所得割額、445.都道府県特別減税前所得割額、446.都道府 県定率控除前所得割額、447.都道府県均等割額、448.都道府県民税額、449. 課税非課税区分コード、450.所得害リキ課税フラグ、451.均等害リキ課税フラグ、452. 年税額、453.市町村所得割减免額、454.市町村均等割减免額、455.都道府県 所得割减免額、456.都道府県均等割减免額、457.予備金額 1、458.予備金額 2、459. 予備金額 3、460. 予備金額 4、461. 予備金額 5、462. 予備項目 1、463. 予備項目 2、464. 予備項目 3、465. 予備項目 4、466. 予備項目 5、467. 退避用 履歴判定、468.株式譲渡上場所得額、469.所得税株式譲渡上場所得額、470. 所得税株式譲渡所得額、471.株式譲渡フラグ、472.株式譲渡上場損通所得額、 473. 所得税株式譲渡上場損通所得額、474. 株式上場課標額、475. 所得税株式 上場課標額、476.肉牛軽減課標額、477.市町村株式上場所得割額、478.都道 府県株式上場所得割額、479. 市町村肉牛軽減所得割額、480. 都道府県肉牛軽 減所得割額、481.株式上場所得税額、482.肉牛軽減所得税額、483.株式含む 合計所得金額、484.先物取引損失額、485.当年先物取引損失額、486.前先物

取引損失額、487.前々先物取引損失額、488.配当割控除額、489.株式譲渡割 控除額、490.市町村定率控除後所得割額、491.都道府県定率控除後所得割額、 492. 控除超過額、493. 居住用特定讓渡所得額、494. 居住用特定損失額、495. 市町村株式譲渡配当割控除額、496.都道府県株式譲渡配当割控除額、497.市 町村 65 歳以上の特例控除額、498. 都道府県 65 歳以上の特例控除額、499. 市 町村調整控除額、500.都道府県調整控除額、501.市町村控除不足額、502.都 道府県控除不足額、503.市町村内充当額、504.都道府県内充当額、505.市町 村外充当額、506.都道府県外充当額、507.標準税率市町村総所得、508.標準 税率市町村山林、509.標準税率市町村退職、510.標準税率市町村算出所得割、 511.標準稅率市町村調整額、512.標準稅率定率控除前市町村所得割、513.標 準税率定率控除後市町村所得割額、514.標準税率市町村65歳以上の特例控除 額、515.標準稅率市町村所得割、516.標準稅率市町村所得割端数切捨、517. 標準稅率市町村均等割、518.標準稅率都道府県総所得、519.標準稅率都道府 県山林、520.標準税率都道府県退職、521.標準税率都道府県算出所得割、522. 標準税率都道府県調整額、523.標準税率定率控除前都道府県所得割、524.標 準税率定率控除後都道府県所得割額、525.標準税率都道府県65歳以上の特例 控除額、526.標準稅率都道府県所得割、527.標準稅率都道府県所得割端数切 捨、528.標準稅率都道府県均等割、529.政党等寄付金特別控除額、530.耐震 改修特別控除額、531.住宅借入金特別控除可能額、532.市町村住宅借入金特 別控除可能額、533.都道府県住宅借入金特別控除可能額、534.市町村税原移 讓咸額、535.都道府県税原移譲咸額、536.標準税率市町村税原移譲咸額、537. 標準税率都道府県税原移譲咸額、538.国税更正日、539.登録区分、540.寄附 金控除自治体分、541. 寄附金控除都道府県指定分、542. 寄附金控除市町村指 定分、543.内私的年金支払額、544.住民税年金種別、545.基礎控除対象フラグ、 546. 市町村寄附金控除額、547. 都道府県寄附金控除額、548. 内年金フラグ、549. 内特徴フラグ、550. 三徴収フラグ、551. 居住開始年月日、552. 住宅控除区分、553. 住宅借入金残高、554.居住開始年月日2、555.住宅控除区分2、556.住宅借入 金残高2、557.山林純損失額、558.当年山林純損失額、559.前山林純損失額、 560.前々山林純損失額、561.株式配当損失額、562.分離配当所得額、563.分 離配当損通所得額、564.所得稅分離配当損通所得額、565.投資等稅額空除額、 566. 所得税肉牛軽减課標額、567. 所得税分離配当課標額、568. 分離配当課標 額、569.所得稅分離配当所得額、570.市町村分離配当所得割額、571.都道府 県分離配当所得割額、572.年金本徴収フラグ、573.年金仮徴収月数、574.年金 仮徴収期別税額、575.控除不足反映済額、576.徵収税額特徴分、577.市町村 所得割額特徵分、578.市町村均等割額特徵分、579.都道府県所得割額特徵分、 580. 都道府県均等割額特徴分、581. 徴収税額普徴分、582. 市町村所得割額普 徵分、583. 市町村均等割額普徵分、584. 都道府県所得割額普徵分、585. 都道 府県均等割額普徵分、586.徵収税額半額年金分、587.市町村所得割額半額年 金分、588.市町村均等割額半額年金分、589.都道府県所得割額半額年金分、 590. 都道府県均等割額半額年金分、591. 徴収税額年金分、592. 市町村所得割 額年金分、593.市町村均等書額年金分、594.都道府県所得書額年金分、595. 都道府県均等割額年金分、596.標準税率徵収税額特徵分、597.標準税率市町 村所得書願特徵分、598.標準税率市町村均等書願特徵分、599.標準税率都道 府県所得割額特徴分、600.標準税率都道府県均等割額特徴分、601.標準税率 徵収税額普徵分、602.標準税率市町村所得割額普徵分、603.標準税率市町村 均等書頫普徵分、604.標準稅率都道府県所得書頫普徵分、605.標準稅率都道 府県均等割額普徵分、606.標準税率徵収税額半額年金分、607.標準税率市町 村所得書頫半額年金分、608.標準税率市町村均等書頫半額年金分、609.標準 税率都道府県所得割額半額年金分、610.標準税率都道府県均等割額半額年金 分、611.標準税率徵収税額年金分、612.標準税率市町村所得割額年金分、613. 標準税率市町村均等割額年金分、614.標準税率都道府県所得割額年金分、615. 標準税率都道府県均等割額年金分、616.年金内訳切替フラグ、617.徴収税額変 更フラグ、618.特徴内訳保有フラグ、619.編集用予備項目、620.新生命保険料支 払額、621.新個人年金保険料支払額、622.介護保険料支払額、623.予備金額 6、624. 予備金額 7、625. 予備金額 8、626. 予備金額 9、627. 予備金額 10、628. 予備項目 6、629. 予備項目 7、630. 予備項目 8、631. 予備項目 9、632. 予備項

	目10、633、寄附金控除特例分、634、市町村申告特例控除額、635、都道府県申告特例控除額、636、予備金額 11、637、予備金額 12、638、予備金額 13、639、予備金額 14、640、予備金額 15、641、予備金額 16、642、予備金額 17、643、予備金額 18、644、予備金額 19、645、予備金額 20、646、予備項目 11、647、予備項目 12、648、予備項目 13、649、予備項目 14、650、予備項目 15、651、予備項目 16、652、予備項目 17、653、予備項目 18、654、予備項目 19、655、予備項目 20、656、条約適用利子等損通所得額、657、条約適用配当等損通所得額、658、特例適用利子等損通所得額、659、特例適用配当等損通所得額、660、条約適用利子等課票額、661、条約適用配当等課票額、662、特例適用配当等課票額、663、特例適用配当等課票額、664、条約適用和子等內得書額、665、条約適用配当等限度税率、666、市町村条約適用和子等所得書額、667、都道府県条約適用利子等所得書額、670、市町村特別適用配当等所得書額、671、都道府県特別適用和子等所得書額、672、市町村特別適用和子等所得書額、671、都道府県特別適用和子等所得書額、672、市町村特別適用和子等內得書額、675、所得稅条約適用和子等內房書額、675、所得稅条約適用配当等別度稅率、676、所得稅条約適用利子等內房額、679、所得稅稅額,680、所得稅条約適用利子等課票額、681、所得稅条約適用配当等課票額、684、条約適用利子等課票額、683、所得稅特別適用配当等計量面所得額、680、所得稅特別適用利子等課票額、683、所得稅特別適用配当等所得稅額、680、所得稅稅額和利子等課票額、683、所得稅稅額、685、特別適用配当等所得稅額、680、所得稅稅額,685、等的適用配当等所得稅額、680、所得稅的適用利子等課票額、683、所得稅特別適用配当等所得稅額、683、所得稅的適用利子等課票額、683、所得稅的適用和子等課票額、683、所得稅的適用配当等所得稅額、680、所得稅的適用和子等課票額、683、所得稅的適用配当等所得稅額、680、予備金額 21、689、予備金額 22、690、予備金額 23、691、予備金額 24、692、予備金額 21、689、予備金額 26、694、予備金額 27、695、予備金額 28、696、予備金額 29、697、予備金額 30、698、处理狀況上十、699、決議到別处理年月日、705、世界別公分該当上十、700、投資稅金額 27、695、予備金額 28、696、予備金額 29、697、予備金額 30、698、处理狀況上十、710、同居特單区分該当上十、708、投資稅公計当上,709、持養各份分別分,715、專從自營的当上,711、再從自營的分別。		
記録範囲	①受給者、②要件児童 ③配偶者、④施設入所等児童、※統一個人番号が付与されている、※住登外 者を含む、※死亡者を除く、※過年度分含む、※消除者を含む		
記録情報の収集方法	■入手元…本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(市民課、市民税課)、行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構)、地方公共団体・地方独立行政法人(市町村)、日本年金機構 ■入手方法・紙、情報提供ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、住民税システム、国民年金システム、サービス検索・電子申請機能		
三角桂却不仅举先担业生	±11	[提供先の名称等]	
記録情報の経常的提供先 	あり	都道府県知事等、社会福祉協議会	
 開示請求等を受理する 組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務語除総務室総務課	
	[所在地]	あり	
訂 正 及 び 利 用 停 止に関する他の法令の規定による特別の手続等	≧ なし		

個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条
備考	_

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日	
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市	
		実施機関の名称 市長	
個人情報ファイルの名称	児童台帳ファイル		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室はいく課	
個人情報ファイルの利用目的	教育保育認定、	保育料の通知等、入退所に関係する事務に利用するため。	
個人情報の本人数	1,000人以	上 要配慮個人 含む 特 定 個 人 情報の有無 あり	
記 録 項 目	況(個人番号含	(児童・保護者)、2利用を希望する期間、施設名、3世帯の状む)、4 父母の保育の必要性の事由及び状況、5 祖父母の状況、 ②児童の状況、7 同意書兼誓約書、8 在職証明書、9 診断書	
記 録 範 囲	申請児童、保護者、祖父母		
記録情報の収集方法	保護者の申告、子ども子育て支援システムによる住民情報系システムからの 対象世帯の税情報取得		
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等] 対象児童の入所施設	
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課	
組織の名称及び所在地	[所在地]	あり	
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし		
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)		
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条		
備考			

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日		
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市		
		実施機関の名称市長		
個人情報ファイルの名称	指導要録ファイ	指導要録ファイル		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称		こども福祉部こども 家庭室精道こども園、西蔵こども園、岩園保育所、緑保育所、教育部学校教育室学校教育課		
個人情報ファイルの利用目的	認定こども園、 るため。	保育所において、小学校への接続を円滑に行うために利用す		
個人情報の本人数	1,000人以	また要配慮個人 情報の有無含む特 定 個 人 情報の有無なし		
記録項目		1氏名、2住所、3保護者氏名、4性別、5生年月日、6入園日、7転入園、8 転、退園、9修了日、10指導要録、11出欠状況		
記 録 範 囲	在籍児童			
記録情報の収集方法	就学時に小学校に提出するための引継ぎ書類を担任等が作成したもの			
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]		
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務室総務室総務課		
組織の名称及び所在地	[所在地]	なし		
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし			
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)			
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条			
備考	_			

		作成年月日令和5年4月1日		
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市		
		実施機関の名称 市長		
個人情報ファイルの名称	 保健ファイル 	保健ファイル		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ 家庭室精道こと 室救急課	こども ごも園、岩園保育所、緑保育所、消防本部消防		
個人情報ファイルの利用目的		保育所において、児童の体の成長や発達、健康などについて、 ために利用する。		
個人情報の本人数		情報の有無 情報の有無		
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4体重、5身長、6健3結果(内科・外科・耳 鼻科・歯科)7既往症、8住所、9アレルギー(薬剤アレルギー含む。)の有 無、10アレルゲン、11アナフィラキシー補助治療剤(製剤名:エピペン?) の保持、12常用薬剤、13かかりつけ医、14緊急連絡先			
記 録 範 囲	保育所等に在籍する児童、保育所等において緊急対応時アナフィラキシー補助治療剤を使用を希望する保護者			
記録情報の収集方法	保育所等において測定した結果を記録、保育所等に入園所時において保護者 記入により紙提出			
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]		
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課		
組織の名称及び所在地	[所在地]	なし		
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし			
個人情報ファイルの別	マニュアル処理ファイルに該当(法第60条第2項第2号)			
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条			
備考	_			

		作 成 年 月 日	令和5年4月1日
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称	芦屋市
		実施機関の名称	市長
個人情報ファイルの名称	病児・病後児保	育ファイル	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ 家庭室ほいく講	ども 、精道こども園	
個人情報ファイルの利用目的		いて、病児保育を希望する児童の低ですると でするとき運営を円滑に行う時等に利 -	
個人情報の本人数	1,000人以	上 要配慮個人 情報の有無 含む	特 定 個 人情報の有無
記録項目	1住所、2氏名、3電話番号、4児童氏名、5児童性別、6児童生年月日、7通 園している施設名及び連絡先、8利用理由、9主治医、10緊急連絡先、11 病 気の内容、12栄養方法、13食事状況、14排泄状況、15ひとり親非課税該当 の有無、16医療機関、17病名・症状、18診療形態、19治療経過、20投薬方 法、21保育上の留意点、22アレルギーの有無		
記 録 範 囲	病児・病後児保育事業利用者		
記録情報の収集方法	保護者による紙書類の提出		
記録情報の経常的提供先	[提供先の名称等] なし -		
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課	
組織の名称及び所在地	[所在地]	なし	
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし		
 個 人 情 報 フ ァ イ ル の 別	マニュアル処理ファイルに該当(法第60条第2項第2号)		
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条		
備考	_		

		成 年	月 日	令和5年4月1日
個人情報ファ	イル簿	政機関等	の名称	芦屋市
		施機関の	7 名 称	市長
個人情報ファイルの名称	妊娠届出及び母	妊娠届出及び母子健康手帳交付ファイル		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室子ども家庭・保健センター			
個人情報ファイルの利用目的		送れるよう、必要な こ寄り添った支援実		元 、保健指導を行うにあ
個人情報の本人数	1,000人以	要配慮個人情報の有無	含む	特 定 個 人 情報の有無
記録項目	8同居の家族の		経過、10년	業、6住所、7電話番号、 出産歴、11里帰り出産の
記録範囲	妊娠届出書を提出した者			
記録情報の収集方法	妊娠届出書、健康管理システム内の住基情報			
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称	东等]	
開示請求等を受理する	[名 称]	屋市総務部総務室総	紛無	
組織の名称及び所在地	[所 在 地]	:U		
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし			
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)			
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条			
備考	_			

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日	
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市	
		実施機関の名称 市長	
個人情報ファイルの名称	乳幼児健康診査受診者ファイル		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室子ども家庭・保健センター	
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児健康診査	を適切に行い、必要な保健指導、精密健康診査等実施するた 引するため。	
個人情報の本人数	1,000人以	上 要配慮個人 含む 特 定 個 人 なし 情報の有無 なし	
記録項目	1健診日、2氏	名、3健康管理番号、4電話番号、5問診、6健診結果	
記 録 範 囲	乳幼児健康診査問診票を提出した者		
記録情報の収集方法	乳幼児健診問診票、アンケート、健康管理システム内の住基情報		
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]	
BO SW ILY AN AN WE LIZED IVE IVE OF		乳幼児健康診査を実施している他市町村	
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務室総務室総務課	
組織の名称及び所在地	[所 在 地]	あり	
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 による特別の手続等	なし		
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)		
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条		
備考			

		序 成 年	月 日	令和5年4月1日
個人情報ファ	イル簿	」 政機関	等の名称	芦屋市
		尾 施 機 関	の 名 称	市長
個人情報ファイルの名称	妊娠出産子育て	援事業ファイル		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	こども福祉部こども家庭室子ども家庭・保健センター		
個人情報ファイルの利用目的	妊婦及び養育者 ため。	の妊娠出産子育	て応援ギフトの	給付に係る事務に利用する
個人情報の本人数	1,000人以	要配慮個の有無	7 7/11	特 定 個 人 情報の有無
記録項目	1申請日、2氏 7該当児との続		4住所、5電話	番号、6メールアドレス、
記 録 範 囲	妊娠出産子育て応援ギフト申請書を提出した者			
記録情報の収集方法	申請書、健康管理システム内の住基情報			
記録情報の経常的提供先	なし	[提 供 先 の â -	名称等]	
開示請求等を受理する	[名 称]	·屋市総務 (総務)	室総務課	
組織の名称及び所在地	[所 在 地]	£U.		
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし			
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)			
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条			
備考	_			

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日	
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市	
		実施機関の名称 市長	
個人情報ファイルの名称	相談利用者ファイル		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室子ども家庭・保健センター	
個人情報ファイルの利用目的	母性、及び乳幼事務に利用する	別児の健康の保持増進のため、必要な指導や教育を行うための らため。	
個人情報の本人数	1,000人以	上	
記録項目	1氏名、2住所 指導内容	元、3電話番号、4生年月日、5成育歴、6相談内容、7保健	
記 録 範 囲	保健指導を受けた者		
記録情報の収集方法	記録表、健康管理カード、健康管理システム内の住基情報		
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等] 保健指導を実施している他市町村	
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務室総務室総務案	
組織の名称及び所在地	[所在地]	あり	
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし		
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)		
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条		
備考			

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日	
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市	
		実施機関の名称 市長	
個人情報ファイルの名称	妊婦健康診査助成券利用者ファイル		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	とども家庭室子ども家庭・保健センター	
個人情報ファイルの利用目的		特増進のため健康診査を受けられるよう助成を行い、必要な 事務に利用するため。	
個人情報の本人数	1,000人以	上 要配慮個人 情報の有無 含む 特 定 個 人 情報の有無 なし	
記 録 項 目	1氏名、2生年 查結果、7保健	月日、3住所、4母子健康手帳交付番号、5検査内容、6検 皆導欄	
記 録 範 囲	妊婦健康診査を受けた者		
記録情報の収集方法	妊婦健康診査受診券、健康管理システム内の住基情報		
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等] 妊婦健康診査実施医療機関	
 開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務室総務室総務課	
組織の名称及び所在地	[所在地]	あり	
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし	1	
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)		
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条		
備考	-		

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市
		実施機関の名称 市長
個人情報ファイルの名称	定期予防接種接	種者ファイル
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	とども家庭室子ども家庭・保健センター
個人情報ファイルの利用目的	安全に予防接種	が受けられるための事務に利用するため。
個人情報の本人数	1,000人以	(上 要配慮個人 含む 特 定 個 人 情報の有無 なし
記録項目		三月日、3住所、4電話番号、5接種ワクチン名、6保護者氏 3同意欄、9署名欄、10医師確認、11接種結果、12接種 13接種日
記 録 範 囲	定期予防接種予	ら 診票を提出したもの
記録情報の収集方法	予診票、健康管理システム内の住基情報	
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等] 定期予防接種実施医療機関
		(CHO] (P)] 英国主人间点识例为
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課
組織の名称及び所在地	[所在地]	あり
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし	
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファ イルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)	
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条	
備考	_	

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市
		実施機関の名称 市長
個人情報ファイルの名称	予防接種依頼状	ドファイル
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	とも家庭室子ども家庭・保健センター
個人情報ファイルの利用目的	安全に予防接種	が受けられるための事務に利用するため。
個人情報の本人数	1,000人以	上 要配慮個人 含まない 特 定 個 人 なし 情報の有無 なし
記 録 項 目	1氏名、2生年 者氏名、7依朝	明日、3住所、4電話番号、5希望接種ワクチン名、6保護 事由
記 録 範 囲	予防接種依頼状	(申請を提出したもの)
記録情報の収集方法	依頼状、健康管理システム内の住基情報	
記録情報の経常的提供先あ	あり	[提供先の名称等]
		定期予防接種実施医療機関
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課
組織の名称及び所在地	[所在地]	あり
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よる 特 別 の 手 続 等	なし	
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)	
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条	
備考	-	

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日	
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市	
		実施機関の名称 市長	
個人情報ファイルの名称	がん検診対象者ファイル		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	とども家庭室こども家庭・保健センター	
個人情報ファイルの利用目的		ないさ実施するがん検診を通じて、疾病の早期発見・早期治療、 野を適切に行うための事務処理に利用するため。	
個人情報の本人数	1,000人以	(上) 要配慮個人 含む 情報の有無 なし	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4受診歴、5受診結果、6受診日		
記 録 範 囲	対象の市民		
記録情報の収集方法	健康管理システム内の住基情報		
記録情報の経常的提供先	なし	[提 供 先 の 名 称 等] -	
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課	
組織の名称及び所在地	[所 在 地]	なし	
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし		
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)		
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条		
備考	_		

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市
		実施機関の名称 市長
個人情報ファイルの名称	がん検診受診結	実及び精密検査結果ファイル ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	とども家庭室こども家庭・保健センター
個人情報ファイルの利用目的		ながらまだでは、
個人情報の本人数	1,000人以	(上) 要配慮個人 情報の有無 含む 特定個人 情報の有無 なし
記 録 項 目		f、3生年月日、4問診、5受診結果、6精密検査結果、7精密 8検診受診日、9精密検査受診日
記 録 範 囲	市が実施するがん検診の受診者	
記録情報の収集方法	問診票、健康管理システム内の情報	
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等] 各検診実施医療機関
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課
組織の名称及び所在地	[所在地]	あり
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし	
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)	
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条	
備考	_	

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市
		実施機関の名称 市長
個人情報ファイルの名称	骨粗しょう症検	診受診結果及び精密検査結果ファイル
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	とども家庭室こども家庭・保健センター
個人情報ファイルの利用目的		ないででは、
個人情報の本人数	1,000人以	上 要配慮個人 情報の有無 含む 特 定 個 人 情報の有無 なし
記録項目		f、3生年月日、4問診、5受診結果、6精密検査結果、7精密 8検診受診日、9精密検査受診日
記 録 範 囲	市が実施する骨粗しょう症検診の受診者	
記録情報の収集方法	問診票、健康管理システム内の情報	
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]
		一般社団法人芦屋市医師会
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務部除務室総務課
組織の名称及び所在地	[所在地]	あり
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし	
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)	
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条	
備考	_	

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市
		実施機関の名称 市長
個人情報ファイルの名称	 肝炎ウイルス検 	診受診結果ファイル
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室こども家庭・保健センター
個人情報ファイルの利用目的		づき実施する肝炎ウイルス検診を通じて、疾病の早期発見・ 精度の管理等を適切に行うための事務処理に利用するため。
個人情報の本人数	1,000人以	上 要配慮個人 含む 特 定 個 人 情報の有無 なし
記 録 項 目	1氏名、2住所	、3生年月日、4問診、5受診結果、6受診日
記 録 範 囲	市が実施する肝炎ウイルス検診の受診者	
記録情報の収集方法	問診票、健康管理システム内の情報	
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]
	05-7	肝炎ウイルス検診実施医療機関
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務窑総務室総務課
組織の名称及び所在地	[所在地]	あり
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし	
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)	
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条	
備考	_	

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日	
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市	
		実施機関の名称 市長	
個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療	後期高齢者医療健康診査対象者ファイル	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ 険課	とども家庭室こども家庭・保健センター、市民生活部市民室保	
個人情報ファイルの利用目的)確保に関する法律に基づき実施する後期高齢者医療健康診査 の早期発見・早期治療、検査精度の管理等を適切に行うため 川するため。	
個人情報の本人数	1,000人以	(上) 要配慮個人 含まない 特 定 個 人 なし 情報の有無 なし	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4被保険者番号、5健診受診日		
記 録 範 囲	後期高齢者医療制度加入者		
記録情報の収集方法	健康管理システム内の住基情報		
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]	
DO SWITCH THE COURT HIS ESTATE IN THE	兵庫県後期高齢者広域連合		
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課	
組織の名称及び所在地	[所在地]	あり	
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし		
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)		
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条		
備考	_		

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日	
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市	
		実施機関の名称 市長	
個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療	健康診査受診結果ファイル	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	とども家庭室こども家庭・保健センター、市民生活部市民室保	
個人情報ファイルの利用目的)確保に関する法律に基づき実施する後期高齢者医療健康診査 病の早期発見・早期治療、検査精度の管理等を適切に行うため 川用するため。	
個人情報の本人数	1,000人以	(上 要配慮個人 含む 特 定 個 人 情報の有無 なし	
記録項目	1氏名、2住所 健診受診日	1氏名、2住所、3生年月日、4問診、5既往歴、6現病歴、7受診結果、8 健診受診日	
記 録 範 囲	後期高齢者医療健康診査受診者		
記録情報の収集方法	問診票、本人の申告、兵庫県国民健康保険団体連合会からの専用回線のシステムによる提供		
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]	
20 20 113 114 02 112 113 113 113 114 117 119		兵庫県後期高齢者広域連合 	
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課	
組織の名称及び所在地	[所在地]	あり	
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし		
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)		
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条		
備考	_		

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市
		実施機関の名称 市長
個人情報ファイルの名称	各種がん検診無	料クーポン事業対象者ファイル
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室こども家庭・保健センター
個人情報ファイルの利用目的		はづき実施するがん検診の受診率向上のために、各種無料クー 別に行うための事務処理に利用するため。
個人情報の本人数	1,000人以	正 要配慮個人 含む 特定個人 なし 情報の有無 なし
記録項目		、3生年月日、4問診、5既往歴、6現病歴、7検診結果、8 9検診受診日、10精密検査受診日
記 録 範 囲	各種がん検診無料クーポン券対象者	
記録情報の収集方法	健康管理システム内の住基情報	
記録情報の経常的提供先	なし	[提 供 先 の 名 称 等] -
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務室総務室総務課
組織の名称及び所在地	[所在地]	なし
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし	
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)	
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条	
備考	_	

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市
		実施機関の名称 市長
個人情報ファイルの名称	肝炎ウイルス検	診無料クーポン事業対象者ファイル
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室こども家庭・保健センター
個人情報ファイルの利用目的		でき実施するがん検診の受診率向上のために、無料クーポンで でいるの事務処理に利用するため。
個人情報の本人数	1,000人以	上 要配慮個人 含む 特 定 個 人 なし 情報の有無 なし
記録項目		、3生年月日、4問診、5既往歴、6現病歴、7検診結果、8 9検診受診日、10精密検査受診日
記 録 範 囲	肝炎ウイルス検	診無料クーポン券対象者
記録情報の収集方法	健康管理システム内の住基情報	
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等] -
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務室総務室総務課
組織の名称及び所在地	[所在地]	なし
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし	
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)	
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条	
備考	_	

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市
		実施機関の名称 市長
個人情報ファイルの名称	ヘルスアップ事	業ファイル
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室こども家庭・保健センター
個人情報ファイルの利用目的	_	業実施要領に基づき実施する健康ポイント事業を通じて、参 マンティブを付与することで自ら健康管理を実施できるための 目するため。
個人情報の本人数	1,000人以	(上) 要配慮個人 含む 特 定 個 人 なし 情報の有無 なし
記録項目		、3生年月日、4電話番号、5歩数、6健診受診日、7健康目 、組結果、9アンケート、10測定結果、11保健指導内容、 に記念品
記録範囲	ヘルスアップ事	業申込者
記録情報の収集方法	本人からの申告	
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務室総務室総務案
組織の名称及び所在地	[所在地]	なし
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし	
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)	
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条	
備考	_	

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日	
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市	
		実施機関の名称 市長	
個人情報ファイルの名称	歯科健康診査ファイル		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室こども家庭・保健センター	
個人情報ファイルの利用目的		づき実施する歯科健診を通じて、齲歯や歯周病等の早期発見・ 精度の管理等を適切に行うための事務処理に利用するため。	
個人情報の本人数	1,000人以	上 要配慮個人 含む 特 定 個 人 情報の有無 なし	
記録項目	1氏名、2住所 受診日	、3生年月日、4問診、5既往歴、6現病歴、7受診結果、8	
記 録 範 囲	市が実施する歯科健康診査受診者		
記録情報の収集方法	本人からの申告		
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]	
		各歯科健康診査実施医療機関	
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務室総務室総務課	
組織の名称及び所在地	[所在地]	あり	
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし		
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)		
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条		
備考	-		

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日	
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市	
		実施機関の名称市長	
個人情報ファイルの名称	 健康チェックフ 	アイル	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室こども家庭・保健センター	
個人情報ファイルの利用目的	ックを通じて、	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する健康チェ 疾病の早期発見・早期治療、検査精度の管理等を適切に行う に利用するため。	
個人情報の本人数	1,000人以	上 要配慮個人 含む 特 定 個 人 なし 情報の有無 なし	
記 録 項 目	1氏名、2住所 受診日	1氏名、2住所、3生年月日、4問診、5既往歴、6現病歴、7受診結果、8 受診日	
記 録 範 囲	健康チェック受診者		
記録情報の収集方法	本人からの申告、健康管理システム内の情報		
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等] 一般社団法人芦屋市医師会	
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務室総務室総務課	
組織の名称及び所在地	[所在地]	あり	
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 による特別の手続等	なし		
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)		
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条		
備考	_		

		作 成 年	月 日	令和5年4月1日
個人情報ファ	イル簿	行 政 機 関 等	の名称	芦屋市
		実 施 機 関	の 名 称	市長
個人情報ファイルの名称	休日応急診療所	診療ファイル		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室こども家	庭・保健センク	ター
個人情報ファイルの利用目的	休日応急診療所 用するため。	の利用者に関する診	療及び診療報	州の請求に関する事務に利
個人情報の本人数	1,000人以	上 要配慮個人情報の有無		特 定 個 人情報の有無
記録項目	1氏名、2生年月	1氏名、2生年月日、3住所、4被保険者情報、5病歴、6受診日、7診療内容		証、6受診日、7診療内容
記録範囲	受診者			
記録情報の収集方法	受診者及び保護者等の申告により、受診や請求等に必要な情報を収集する			
記録情報の経常的提供先	あり	提供先の名		
		兵庫県国民健康保険	过体建合会、	社会保険支払基金
開示請求等を受理する	[名 称] 芦屋市総務第二総務室総務室総務第			
組織の名称及び所在地	[所在地]	あり		
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし			
個人情報ファイルの別	マニュアル処理ファイルに該当(法第60条第2項第2号)			
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条			
備考	_			

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市
		実施機関の名称 市長
個人情報ファイルの名称	接種予約者情報	gファイル
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室こども家庭・保健センター
個人情報ファイルの利用目的	理するため。ま	に応じて適正にワクチン接種を実施すべく、予約者情報を管 た、保有している予約者情報は、上記管理に関する事務のほ でする市内個別医療機関へ提供する予約者名簿作成のために利
個人情報の本人数	1,000人以	上 要配慮個人 含まない 特 定 個 人 情報の有無 なし
記 録 項 目	1接種日、2接種時間、3会場名、4接種者氏名、5接種者氏名(カナ)、6 郵便番号、7住所、8メールアドレス、9予約状況、10備考、11予約日時、12市区町村コード、13接種券番号、14電話番号、15携帯電話番号、16予約 ID、17ワクチンメーカー	
記録範囲	新型コロナワクチン接種の予約者	
記録情報の収集方法	予約時における本人もしくは代理人からの申告	
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]
記錄用報の推吊的提供元	054)	市内医療機関
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務室総務室総務課
組織の名称及び所在地	[所在地]	あり
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイルに該当(法第60条第2項第1号)	
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条	
備考	_	

		作 成 年 月 日 令和5年4月1	日
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市	
		実施機関の名称 市長	
個人情報ファイルの名称	 接種券発行ファ 	マイル	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	とども家庭室こども家庭・保健センター	
個人情報ファイルの利用目的	接種券の発行・	発送に関する事務に利用するため。	
個人情報の本人数	1,000人以	上 要配慮個人 含まない 特 定 個 人 情報の有無 な	こし
記録項目	1接種券番号、2 1回目接種日、3 1回目ワクチン種別、4 1回目ロット番号、5 2回目接種日、6 2回目ワクチン種別、7 2回目ロット番号、8 3回目接種日、9 3回目ワクチン種別、10 3回目ロット番号、11 4回目接種日、12 4回目ワクチン種別、13 4回目ロット番号、14 氏名漢字、15 生年月日、16 送付先郵便番号、17 送付先住所、18 送付先方書、19 住基郵便番号、20、住基住所、21 住基方書、22氏名カナ		
記録範囲	市民のうち接種券発行対象である者		
記録情報の収集方法	健康管理システム内の住基情報、予防接種台帳からの収集		
記録情報の経常的提供先	なし	[提 供 先 の 名 称 等] -	
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務室総務室総務課	
組織の名称及び所在地	[所在地]	なし	
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし		
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイルに該当(法第60条第2項第1号)		
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条		
備考	_		

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日		
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市		
		実施機関の名称 市長		
個人情報ファイルの名称	接種券送付歴フ	接種券送付歴ファイル		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	とも家庭室こども家庭・保健センター		
個人情報ファイルの利用目的	接種券の送付券するため。	、送付歴の管理に関する事務に利用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
個人情報の本人数	1,000人以	上 要配慮個人 含まない 特 定 個 人 なし 情報の有無 なし		
記録項目	1 送付日、2接 7住基方書	1送付日、2接種券番号、3氏名漢字、4氏名カナ、5生年月日、6住基住所、 7住基方書		
記 録 範 囲	市民のうち接種券発行対象である者、申請書を提出した者			
記録情報の収集方法	健康管理システム内の住基情報、予防接種台帳からの収集、申請者からの申 告による			
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]		
BO SW ILY AN AN WE LIZED IVE IVE OF		日本旅行ビジネスソリューションズ株式会社 		
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務室総務室総務課		
組織の名称及び所在地	[所在地]	あり		
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし			
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイルに該当(法第60条第2項第1号)			
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条			
備考	_			

		作 成 年 月 日	令和5年4月1日
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称	芦屋市
		実施機関の名称	市長
個人情報ファイルの名称	予防接種証明書	交付管理ファイル	
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室こども家庭・保健センター	-
個人情報ファイルの利用目的	予防接種証明書	の発行に関する事務に利用するため。	
個人情報の本人数	1,000人以		寿 定 個 人 青報の有無
記録項目	種券番号、6申	1請求者氏名、2請求者住所、3請求者生年月日、4請求者生年月日、5接種券番号、6申請する接種証明書の種類、7代理人氏名、8代理人住所、9請求者との続柄、10代理人電話番号、11国籍、12旅券番号、13接種歴	
記録範囲	申請書を提出した者		
記録情報の収集方法	本人・法定代理人・任意代理人からの申請書類の提出		
記録情報の経常的提供先	なし	[提 供 先 の 名 称 等] _	
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課	
組織の名称及び所在地	[所在地]	なし	
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし		
個人情報ファイルの別	マニュアル処理ファイルに該当(法第60条第2項第2号)		
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条		
備考	_		

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日	
個人情報ファ	イル簿	行政機関等の名称 芦屋市	
		実施機関の名称市長	
個人情報ファイルの名称	接種券発行管理ファイル		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室こども家庭・保健センター	
個人情報ファイルの利用目的	接種券の(再)発	行に関する事務に利用するため。	
個人情報の本人数	1,000人以	上 要配慮個人 含まない 特 定 個 人 なし 情報の有無 なし	
記録項目		2電話番号、3被接種者氏名、4住民票住所、5生年月日、7申請理由、8希望する接種券種別、9直近の接種情報、10	
記 録 範 囲	申請書を提出した者		
記録情報の収集方法	本人・法定代理人・任意代理人からの申請書類の提出		
記録情報の経常的提供先	なし	[提 供 先 の 名 称 等] -	
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務室総務室総務課	
組織の名称及び所在地	[所在地]	なし	
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし		
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)		
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条		
備考	_		

		作 成 年	月 日	令和5年4月1日
個人情報ファ	イル簿	行 政 機 関 等	まの名称	芦屋市
		実 施 機 関	の 名 称	市長
個人情報ファイルの名称	住所地外接種属	管理ファイル		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室こども家	庭・保健センク	ター
個人情報ファイルの利用目的	住所地外接種属	に関する事務に利用	するため。 _	22222222
個人情報の本人数	1,000人以	要配慮個人 情報の有無		特 定 個 人情報の有無なし
記録項目	5居住先の市区 種情報、10住	1申請者氏名、2電話番号、3被接種者氏名、4住民票のある市区町村名、5居住先の市区町村名、6生年月日、7性別、8希望する種別、9直近の接種情報、10住民票所在地の市区町村コード、11接種券番号、12届出理由、13送付先住所		
記録範囲	申請書を提出した者			
記録情報の収集方法	本人・法定代理人・任意代理人からの申請書類の提出			
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名	称 等]	
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務部総務室	室 经	
組織の名称及び所在地	[所在地]	なし		
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし			
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)			
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条			
備考	_			

		作 成 年	月 日	令和5年4月1日
個人情報ファ	イル簿	行 政 機 関 等 (7 名称	芦屋市
		実 施 機 関 の	名 称	市長
個人情報ファイルの名称	予診票管理ファ	イル		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室こども家庭・	保健セング	ター
個人情報ファイルの利用目的		数料等の請求時に医療機 間違い接種の有無確認		出される予診票について、 るため。
個人情報の本人数	1,000人以	要配慮個人 情報の有無	含む	特 定 個 人情報の有無なし
記録項目	1接種券番号、2住所、3氏名、4電話番号、5生年月日、6年齢、7性別、8問診項目、9署名、10署名日付、11ワクチン名、12ロット番号、13接種量、14接種実施場所、15医師名、16医療機関コード、17接種年月日			
記録範囲	新型コロナワクチン被接種者			
記録情報の収集方法	医療機関等からの提出			
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称	等]	
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務部総務室総	務課	
組織の名称及び所在地	[所在地]	なし		
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし			
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)			
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条			
備考	_			

		作 成 年 月 日 令和5年4月1日	
個人情報ファ	イル簿	行 政 機 関 等 の 名 称 芦屋市	
	1	実施機関の名称 市長	
個人情報ファイルの名称	予防接種台帳		
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こ	ども家庭室こども家庭・保健センター	
個人情報ファイルの利用目的	予防接種の記録	管理、接種対象者の抽出事務 に利用するため。	
個人情報の本人数	1,000人以	上 要配慮個人 含む 特 定 個 人 なし 情報の有無 なし	
記録項目	年月日)、7世	、3生年月日、4住所、5電話番号、6異動情報(転入出情報・ 帯主、8接種記録(ワクチンの種類、回数、接種日、接種機関、 ロー、ロット番号、接種量)	
記 録 範 囲	予防接種の被接種者		
記録情報の収集方法	医療機関からの問診票の提出		
記録情報の経常的提供先	なし	[提 供 先 の 名 称 等] -	
開示請求等を受理する	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課	
組織の名称及び所在地	[所在地]	なし	
訂 正 及 び 利 用 停 止 に関する他の法令の規定 に よ る 特 別 の 手 続 等	なし		
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイルに該当(法第60条第2項第1号)		
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条		
備考	_		